

国民健康保険 高額療養費制度

平成27年1月から 70歳未満の人の所得区分と自己負担限度額が変わります！

医療機関などの窓口で支払った1か月の医療費(自己負担額)が、一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合は、超えた分が、後日、高額療養費として払い戻されます。



平成26年12月までの自己負担限度額(月額)

区分	3回目まで	4回目以降 ※2
上位所得者(A)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般(B)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯(C)	35,400円	24,600円



平成27年
1月から

区分を3区分から5区分に細分化することで、それぞれの所得に応じた負担になるように、自己負担限度額が次のとおり変更されます。

70歳以上75歳未満の方については、変更はありません。

平成27年1月からの自己負担限度額(月額)

所得額 ※1	区分	3回目まで	4回目以降 ※2
901万円超	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
600万円超 901万円以下	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
210万円超 600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
210万円以下 (住民税非課税世帯を除く。)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

※1 所得額 = 前年の総所得金額 - 33万円(基礎控除)

同じ世帯に複数の国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の所得額を合算した額で判定します。

※2 過去12か月以内に、同じ世帯で自己負担限度額以上の医療費を支払った月が4回以上ある場合、4回目からは、『4回目以降』の欄の自己負担限度額までとなります。

問合せ先 市市民窓口グループ ☎ 52-1111 (内線 261・262)